

## 愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例（案）骨子の概要

### 制定の背景（前文）

- 本県は、県土の7割を林野が占め、リアス式海岸や多数の島々もあり、複雑な地勢を有している。
- 本県の農業及び農村は、農業経営上の不利な条件の中、かんきつ類やはだか麦の生産量を日本一とし、豚の飼養頭数も中四国一とするなど、それぞれの地域で固有の農産物を生産し、その営みを通じて県土の保全や良好な景観の形成等の機能を発揮することにより、県民生活を豊かで充実したものにしてきた。
- しかしながら、農業の担い手の不足や輸入農作物の増加など、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は極めて厳しいものがある。
- 一方、新型コロナウイルス感染症により、安全で安心な国産農産物の価値と国内生産の重要性が再認識されている。
- 本県の農業及び農村が発展していくためには、多様な担い手の育成や確保、農作業の省力化を実現するAI等を活用したスマート農業の推進、SDGsに貢献する環境に配慮した農業の展開等により、経営の安定や生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立する必要がある。
- さらに、平成30年7月豪雨による災害の経験を踏まえ、生産基盤の強靱化<sup>じん</sup>に取り組むとともに、自然災害等のリスクに備え、農業保険や事業継続計画の普及などにも取り組む必要がある。
- 本県の農業及び農村の持続的な発展を図り、愛媛の豊かな未来を創るため、条例を制定する。

### 総則

- 条例の制定目的、基本理念、県の責務、市町との連携等のほか、関係者の役割について規定

### 推進施策

- 基本計画の策定
- 農地の有効利用等
- 担い手の確保及び育成
- 県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置
- 主要農作物の種子の安定供給等
- 技術及び知識の向上
- 農業及び農村に関する県民の理解の促進
- 施策の実施状況の公表
- 農業経営の安定等
- 生産基盤の整備、保全及び強靱化<sup>じん</sup>
- 女性の活躍の推進
- 環境にやさしい農業の推進等
- 鳥獣による被害の防止
- 中山間地域等における生産活動の振興
- 財政上の措置